

「ノーマライゼーションとバリアフリー」

海蔵地区人権・同和教育推進協議会会長 藤岡 満

ちょっと思い浮かべてください。今日あなたは車を使わず電車に乗って四日市のデパートで買い物をする計画を立てました。最寄りの駅まで行きます。さて阿倉川駅に着きました。階段を降りて地下通路を渡って、階段を昇ってホームに着きました。電車に乗って四日市駅を降りました。そして無事デパートに着きました。何の問題もなく目的地まで行くことが普通にできると思ったあなた、あなたは健常な方ですね。車椅子の生活を余儀なくされている人はどう思われるのでしょうか。「ちょっと阿倉川駅は...」と思われるかも知れません。もちろん車椅子のお客さんは阿倉川駅を利用できないと言うわけではありません。駅員さんが電車に乗るまで介助してくれます。でも本当は「車椅子に乗ったまま助けを借りずに利用出来て当たり前なのに...」とは考えられないでしょうか。

このように障がいのある人もない人も共に生きる社会が当たり前であるという考え方を「ノーマライゼーション」

と言います。「ノーマライゼーション」の実現には「バリアフリー」すなわち生活上の障壁を取り除くことが必要です。つつい私たちは「別に阿倉川駅じゃなくてエレベーターがある富田駅や川原町駅まで行けばいいじゃない」と思いがちです。それは「心の障壁」を持っているからではないでしょうか。生活上の障壁を無くすには、私たちの「心の障壁」を取り除く必要があります。「心の障壁」がなくなると「ノーマライゼーションは特別なことではなく日常的で自然な事である」と受け入れることが出来るようになると思います。そうすれば人に優しいまち作りがもっと加速するのではないのでしょうか。

阿倉川駅と周辺のハード面の整備については「海蔵地区都市マス委員会」で検討が始まっておりますので期待したいと思います。あとはソフト面、「心の障壁」をなくすことです。それは海蔵地区に住む私たちに託されています。

お知らせ

【新役員体制のご紹介】

2016年度の役員体制です。

- ・会長 藤岡 満(事務局長兼務)
 - ・副会長 橋本 茂
 - ・会計 小川すなお
 - ・会計監査 今村まき江/高阪律子
- なお、欠員中の事務取扱者として、書記及び事業部を藤岡満が、総務、啓発及び広報部を橋本茂が担当します。よろしくお願ひします。

【役員募集のお知らせ】

海蔵地域にお住まいの方で、当協議会の活動にご協力いただける方々を広く募集いたしております。

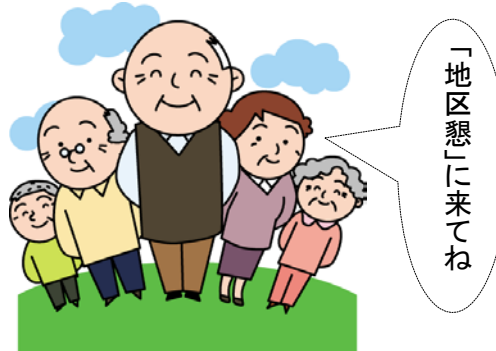
海蔵地区地域団体事務局(☎333-8770)へご連絡いただければ、折り返し担当よりご案内させていただきます。余暇の有効活用にとお考えの方歓迎です。

【地区懇談会開催のお知らせ】

今年のテーマは、地域における身近な人権問題です。DVD映像を視聴し新たな気づきを発見していただきたいと計画しています。お近くの会場にお気軽にお越しください。お待ちしております。

日時、場所は次の通りです。

- | | |
|---------------|---------------|
| 日時 | 場所 |
| 7月22日(金) | 野田公会所(終了しました) |
| 8月19日(金) 19時～ | 海蔵南公会所 |
| 9月16日(金) 19時～ | 西阿倉川公会所 |



◎[同推くん]は、海蔵地区市民センターのホームページでもご覧いただけます。

<http://www.kaizotiku.org/>

【当協議会における活動の基本】

6月6日定時総会を経て新たな気持ちで原点を振り返ってみました。

1. 位置づけ

私たちが住んでいる四日市市では、平成4年12月22日「四日市市人権尊重都市宣言」、平成9年8月1日「四日市市部落差別をはじめとするあらゆる差別をなくすことを目指す条例」の制定、平成14年3月「四日市市人権教育・啓発基本方針」の策定等を受け、市内各地において人権・同和教育ならびに啓発活動が行われ、当協議会においても本主旨に則り活動を展開してまいりました。

また近年においては平成24年5月25日「海蔵地区まちづくり構想策定委員会」にて、当協議会は、『講演会などを通じてお互いに人権を尊重する意識を高める』活動を推進していく団体として位置付けられています。

2. 課題に対する取り組み

多岐にわたる種々の人権課題に対しては教育・啓発 自体が平和や民主主義を充実させていく重要なプロセスとして、継続的に推進していく必要があります。当協議会においては、「委員研修会」・「地区懇談会」・「人権を考える集い」・「小紙『同推くん』の発行」を柱に活動を展開しています。

3. イベント開催と参加のお願い

前述の施策やイベント開催については、小紙や自治会回覧などを通じてご案内させていただきます。

また、イベント開催時においては、関係者の方々の応援や参加者みなさま方のご理解とご協力が欠かせません。今後ともよろしくお願ひします。

シリーズで学ぶ 水平社運動とは

～第3回～

「熱と光を求めて」全国水平社創立の思想に学ぶ①

～水平社創立宣言から学ぶこと～

1 はじめに

全国水平社は、1922年（大正11年）3月3日、京都の岡崎公会堂（現在は、京都公会館になっています。）で創立されました。その創立大会で採択された宣言が「水平社創立宣言」で、今から1世紀も前のことです。

ちなみに、世界における人権にかかる宣言をみると、1789年に採択されたフランスの人権宣言が最も古いものです。

今日では1948年12月10日開催の第3回国連総会で採択された「世界人権宣言」が先ず脳裏に浮かぶことでしょう。

これらの宣言と水平社宣言を比べたとき、決定的な違いは、水平社宣言は長い間、差別と迫害によって虐げられていた当事者自身の自らの意志によって、奪われた人間性を取り返そうとしたものであり、全人類の解放をうたう日本初の「人権宣言」であったということです。

つまり、宣言を発した団体がいかなる目的をもって結成されたかは、当の宣言をみれば明らかとなる点では共通していますが、フランス人権宣言や世界人権宣言は、一定の権力を握った人たちや知識人が作ったという面がありますが、水平社宣言は被差別部落の人たちによって作られたという点が決定的な違いであることに注目していただきたいと思います。

2 水平社ができるまで

現在の奈良県御所市の柏原北方の地が全国水平社創立メンバーのふるさとです。村にあるお寺（西光寺）の長男が西光万吉、その2軒隣りで寺の檀家総代の息子が

阪本清一郎、駒井喜作の家は寺の山門の前といったごく狭い地域で3人が生まれ、兄弟のように仲良く育ちました。

「ガキ大将」の阪本が、「寺のボン」と皆に呼ばれ、温厚で病弱だった3歳年下の西光を庇い、西光よりさらに2歳年下の駒井は3人の末っ子的存在でした。

成長したこの3人が中心になって水平社がつくられるのですが、それまでの流れを辿ってみることとします。

○燕会の結成

西光ら創立メンバーの3人らが育った柏原の部落は、若手を中心とした活動が盛んで、阪本清三郎、阪本清一郎、西光万吉、駒田喜作らを中心に部落の青年たちが集まって親睦会を作り、燕のように自由に何処へでも羽ばたいていけるようにという願いと、結成時期が燕飛来の5月15日であったことから会の名前を「燕会」と命名し、主に低利金融、消費組合活動、団体旅行などの活動をしていて、旗、集印帳、手拭い、ひのき笠を作製し、その「旗と集印帳」には絵心がある西光万吉がデザインしたと思われる燕3羽が円を描いている燕会のマークが描かれていました。

燕会の青年たちは、雑誌『解放』の1921年7月号に掲載された佐野學の「特殊部落民解放論」に刺激を受けて全国水平社創立の準備にとりかかり、水平社創立趣意書『よき日の為に』を発行して、全国水平社創立を呼びかけました。

○『よき日の為に』の発行

執筆したのは西光万吉、編集兼発行印刷人は「水平社創立発起者」、発行所は

「水平社創立事務所」（住所：奈良県南葛城郡掖上（わきがみ）村大字柏原236）、大正11年1月25日印刷、大正11年2月5日発行となっています。実際にはもう少し早く発行されて配られたといわれています。

B6版16頁、発行部数1000部。『明治の光』に掲載されていた知名人、会員、読者を拾い出して、各地に発送されました。

『明治の光』というのは、大和同志会という融和的な運動団体の機関誌です。この読者をもとに案内状を送っており、大和同志会という水平社と比べると融和的な団体でしたが、部落問題解決をめざす仲間として連携して活動してきた流れの中で、それを踏み台にして水平社が生み出されたともいえるのです。

内容は、早稲田大学教授の佐野學の論文「特殊部落民解放論」の最終章「解放の原則」の引用、フランスの作家ロマン・ロランの「民衆劇団国際大会開催を促す廻状草案」という呼びかけの文章を借用した水平社創立の訴えと、水平社創立の理念とその必然を、ロシアの作家のゴーリキーやウイリアム・モリスという哲学者などを引用しながら、この宣伝冊子が作られたのです。

【文献】『よき日の為に』（原文抄）

（一）解放の原則

特殊部落の人々は明治四年の解放令に依りて解放された彼等は平民の籍に入った然しながら凝結した歴史的伝統は一片の法令を以てよく破壊し得るものでない徳川政府が強ひた厳格な階級政策の効果は今も残る特殊部落民賤視の観念は批評的精神を欠く人々の間に今も根強く残り恐しき拘束力を發揮しつつあるこの空虚な社会的規範は現実に於ても其例証の違（いとま）ないほどに彼等の有らゆる経済的活動社会的向上知識の獲得を妨げつつあるのである。

是に対して政府や慈善家が種々の解放案を提供し、且つ実行を試みた、然し徹底的の効果は未だ見ることを得ない、衛生組合や青年会や処女会の設定は其れ自身に於て決して悪くないが枝葉であるとは言はれないことも無からう、私は種々の解放案が普通民本位若くは支配者本位の気分を脱しない限りその努力の効果の少いことを信ずる。

特殊部落民の解放の第一原則は特殊部落民自身が先づ不当なる社会的地位の廃止を要求することより始まらねばならぬ、歴史的に見れば賤民と呼ばれた社会群がよく其地位を向上し得たのは自ら其社会的地位を認識し力ある集団運動を試みた結果に外ならない、其最も顕著な例を成すものは、平安朝末期より興起した武士階級である、彼等は家人と呼ばれた賤民の地位より漸次に当時の支配者階級たる貴族を斃（たお）して、是に代つたのである、智識と勇氣と情熱とを有する部落出身の少壮者が中心となり集団を作り、諸種の運動に従つたならば其効果は重大であらう、特殊部落賤視の感情が如何に無意義な歴史的伝統であるかは曩（さき）に屢々（しばしば）述べた如くである、此伝統的観念を破壊するには自ら集団的見解を発表し且つ要求するところが無ければならぬ。

第二には現在に於て苦しむものが資本主義の鞭に悩む労働者階級ばかりでないこと、共に特殊部落の人々ばかりでも無いことがよく徹底せられねばならぬことである、その地位を社会的に考察すれば両者は共に経済的弱者であり、被搾取者である、搾取者なく迫害者なき善き社会を作るために両者は親密なる結合と連帯的運動を為す必要があらう。（中略）

私は特殊部落の人々の自立的運動と他の苦しめる人々との結合と其の上に築かるゝ社会改造の大理想の上に始めて此の薄倖なる社会群の徹底的に解放せらるゝ「善き日」を想像し得るのである。（佐野 學）